

# 川崎管内排出油等防除協議会会則

## (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東京湾内において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の川崎管内の排出油等防除活動について、その連携を図り、必要な事項を協議し、円滑かつ的確な防除活動の実施を推進することを目的とする。

## (会の名称)

第2条 会の名称を「川崎管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

## (主な活動海域)

第3条 協議会の主な活動海域は、川崎港及びその周辺海域とする。

2 前項の規定について、防除活動を円滑に行うために活動海域を分割する必要があると認める時は、地理的条件及び施設の設置状況等を勘案して、活動海域を2以上の海域に分割することができる。

## (協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 防除活動マニュアルの作成
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- 5 会員が行う防除活動の調整

## (組織)

第5条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	3名

3 会長は、川崎海上保安署長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐するものとする。

5 幹事は、副会長を補佐するものとする。

6 副会長及び幹事は、関係団体及び民間事業所等の会員の推薦により民間事業所の中から選出し、総会で承認する。

## (役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は、原則として当年7月1日から翌年6月30日までの1年とするが、任期の延長及び再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、会長が必要と認める場合に開催するものとし、招集は会長が行う。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ議決をすることができない。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- 2 副会長及び幹事の承認
- 3 会則等の制定改廃
- 4 その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員、国の地方行政機関及び地方公共団体の会員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。
- 3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において決議した事項の執行
- 3 総会の決議を要しない事項の執行
- 4 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- 5 訓練の企画・立案及び実施
- 6 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の資料（3月31日現在）を年1回会長に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。

- 1 船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画
- 2 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
- 3 その他必要な事項

会長は、前項の資料を取りまとめ、東京湾排出油等防除協議会（以下「東京湾協議会」という。）の会長に提出するものとする。

第12条 （削除）

(訓練等)

第13条 協議会及び会員は、排出油等事故発生時における各機関の防除活動に資するため、排出油等防除に関する訓練、研修を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、川崎管内に係る法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(調整本部の設置)

第16条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合において、必要により、調整本部を設置する。

(調整本部の任務)

第17条 調整本部は、次の業務を行う。

- 1 会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換
- 3 浮流油等の状況の変化に伴う防除勢力の調整
- 4 東京湾協議会等との連携

(経費の求償)

第18条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第19条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第20条 協議会の事務局は、川崎海上保安署において行う。

## 付 則

この会則は、平成9年11月21日から施行する。

この会則は、平成10年7月2日から施行する。

この会則は、平成11年8月27日から施行する。

この会則は、平成12年6月23日から施行する。

この会則は、平成13年6月12日から施行する。

この会則は、平成14年7月9日から施行する。

この会則は、平成15年7月3日から施行する。

この会則は、平成19年7月6日から施行する。

この会則は、平成20年7月11日から施行する。

この会則は、平成21年7月14日から施行する。